(4)

75歳以上のすべての方が対象 後期高齢者医療制度が始まります

高齢者医療制度が始まりま 老人保健制度にかわり、 平成20年4月から、 現行の 後期

の認定を受けた方です。 定の障がいがあると広域連合 すべての方と65歳以上で一 対象となる方は、75歳以上

必要ありません

がある方が後期高齢者医療に以上で歳未満で一定の障がい 申請が必要です。 加入する場合は、 加入手続は必要ありません。 後期高齢者医療に自動的に加 入することになりますので、 ただし、4月以降に、65歳 現在の老人医療受給者は、 市町村への

人ひとりが納めます

と、所得に応じて負担する 等しく負担する「均等割額」 「所得割額」の合計となりま に納めることになり、全員が とりが負担能力に応じて公平 保険料は、被保険者一人ひ

図 1

て は 月以降に送付する保険料決定 す 図 1 低所得世帯の方への軽減 知書でお知らせします。 、世帯の所得水準に応じ所得の低い世帯の被保険者 それぞれの保険料額は、4 均等割額が軽減され ま

2年間、所得割額がかから 被用者保険の被扶養者は 被扶養者への軽減 均等割額も半額になりま

ず

(前年の所得-33万円)×9.63%

限度額50万円

年間保険料の計算方法(平成20・21年度)

年間保険料

均等割額

+

II

43, 143円

(所得の低い世帯の 方は軽減されます)

所得割額

病院などでの窓口負担は 1割または3割です

得者は、 割です。 同じく、 己負担額は、老人保健制度と 病院などの窓口で支払う自 かかった医療費の1 3割を負担します。 ただし、現役並み所

3月までは均等割額の1割の 負担になります。 かからず、10月から平成21年 として、9月までは保険料が ただし、平成20年度は特例 ₹ g

替で納付することになりま の方などは、納付書や口座振 し引いて納付されます。ただ く、原則として、年金から差 始まり、介護保険料と同じ 保険料の徴収は4月から 保険料の徴収は、4月から 年金の年額が18万円未満

被保険者証 人1枚になります

しまたは送付されます。 3月末までに市町村から引渡 までに引渡しまたは送付され 保険者となる方には、 険証)は、一人1枚になり、 きに提示する被保険者証(保 4月以降に75歳になって被 病院などで医療を受けると 誕生日

療養費が加わりました。

ときなどに支給されます。 持たずに医療機関にかかっ やむを得ず被保険者証を 療用装具を作ったとき

か月の窓口負担が高額に

問い合わせください。

または、和寒町住民課へお

方です。 す。 が145万円以上の後期高 けると1割負担になりま する方は、申請し認定を受 齢者医療の被保険者がいる 世帯に住民税の課税所得 現役並み所得者とは、 ただし、次に該当

未満の方 人のみの場合、被保険者本 人の収入の額が383万円 同一世帯に被保険者が1

円未満の方 の収入の合計額が520万 人以上いる場合、被保険者 同一世帯に被保険者が2

受けられる医療給付は 今までと変わりません

的には同じです。主な給付 健制度や国民健康保険と基本 市町村への申請が必要です。 は、次のとおりで、これらは、 高額になる方の負担を軽減す 受けられる給付は、老人保 医療と介護の自己負担額が 高額介護合算療養費 新たに高額介護合算

お住まいの市町村で

健康診査が受けられます

齢者医療広域連合 (電話 0 11.290.5601)

、 をなる表超っ	表 1 高額療養費の自己負担限度額(月ごと)			
1】。た分が支給されたとき、自己負担	世帯区分	外来 (個人単位)		外来+入院 (世帯単位)
	現役並み所得者		44, 400円	80,100円+1%* ¹ 多数該当* ² は44,400円
	一般の方		12,000円	44, 400
	市町村民税	低所得者	8,000円	24, 600
	非課税世帯	低所得者		15, 000
れ 限 ま 度 す 額	※1 「1%」とは、「(医療費総額-267,000)×1%」※2 「多数該当」とは、過去12か月に3回以上の支給を受けた場合の、4回目以降の自己負担額			

被保険者の健康の保持や増

進のため、健康診査を実施し 町村で受診できます。 ます。健診は、お住まいの市 詳しくは、北海道後期 高